

令和元年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和元年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会を令和元年5月28日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 11名

欠席委員 3名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第1号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号…非農地証明の審議について

議案第3号…下限面積の設定について

その他

開会

午後4時00分

事務局(●●) 令和元年度第1回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は11名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(5番●●委員 6番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第1号(所有権移転)

[事務局●●説明]

譲渡人は、愛媛県新居浜市●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●
土地の所在は、●●字●● ●●番● ●面積 126 m²
●●字●● ●●番● ●面積 34 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月10日事務局の●●、譲受人●●さんの奥さんの3人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（使用賃借による権利の設定）

[事務局 ●●説明]

貸人は、高岡郡越知町●●の●●さん、●●歳 ●●
借人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番 ●面積 254 m²
●●字●● ●●番● ●面積 504 m²
●●字●● ●●番● ●面積 800 m²
●●字●● ●●番● ●面積 709 m²
●●字●● ●●番● ●面積 360 m²
●●字●● ●●番 ●面積 205 m²
●●字●● ●●番 ●面積 315 m²
●●字●● ●●番 ●面積 66 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。
使用賃借期間は5年となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員欠席の為、事務局●●が代理で説明

5月10日事務局の●●、貸人●●さん、借人●●さんの4人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

【●●委員】

使用貸借期間が5年間であるが、耕作する期間の確認は3年間となっているが残りの2年間は耕作しなくてもよいのか。

【事務局 ●●】

本人に5年間の耕作の意思は確認している。今回の場合は該当しないが、農地を取得後の転用を防ぐため、3年間の耕作を確認している。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県四国中央市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 277 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月21日事務局の●●・●●、譲受人の●●さんと4人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、広島県福山市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 282 m²

●●字●● ●●番● 面積 301 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月20日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡越知町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 2046 m²

地目は台帳は田、現況は畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月24日事務局の●●、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第6号（所有権移転）

〔事務局 西森説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 166 m ²
●●字●● ●●番●	面積 281 m ²
●●字●● ●●番●	面積 987 m ²
●●字●● ●●番●	面積 372 m ²
●●字●● ●●番●	面積 174 m ²
●●字●● ●●番●	面積 668 m ²
●●字●● ●●番●	面積 246 m ²
●●字●● ●●番●	面積 50 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月21日事務局の●●、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 取得権利者が町外

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、土佐市●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 501 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月20日事務局の●●、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

(非農地証明の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高岡郡越知町●●の●●さん

土地の所在は ●●字●● ●●番● 面積 102 m²

地目は台帳は畑、現況は雑種地となっています。

転用された時期は、平成15年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在雑種地となっている。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を5月22日に事務局●●の2名で実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり、

急斜面で放棄地となっており、一部擁壁となっている状況で、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

議案第 3 号

(下限面積の設定について)

[事務局 ●●説明]

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知) が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また Uターン・I ターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われまます。

下限面積の設定 10 アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

[事務局]

なし

以上で令和元年度第 1 回農業委員会を閉会する。

閉会 午後 5 時 00 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●